

令和3年12月17日

公開質問状

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
中央合同庁舎 5号館 環境省
環境大臣 山口 壯 殿

写し：環境省那覇自然環境事務所、沖縄県環境部自然保護課、竹富町自然環境係

初めまして、西表在来植物の植栽で地域振興を進める会の高相です。西表島で自然環境の保全活動をしています。今夏、西表島が他の三地域とともに世界自然遺産に登録されましたが、少なくとも西表島の登録は、環境省の「指導の下」、登録が目的、保全は二の次で進められたと考えています。実際に、世界遺産委員会から観光管理(オーバーユース)等の課題を登録の時点で指摘されています。この公開質問状では、二点の環境省による保全活動の着手依頼(活動に着手するか否かの質問)と二点の要望について記します。

1) 西表島の世界自然遺産登録に際し、海域は対象外とされています。西表島全体の保全、利用を考えたら、陸域だけを対象とするのは片手落ちです。海域を問題にしますが、西表島の藻場が極めて危機的な状況にあるからです。代表的な藻場であるウミシヨウブ藻場が、自然環境保全地域の網取湾で消失し、同地域の崎山湾では一、二年で消失しそうです。祖納と美田良の海岸でも類似の状況です。ウミガメの食害による訳ですが、食害は西表島の全海域に及んでいます。何も対策を講じなければ10年でウミシヨウブ藻場は消失するでしょう。

私たちの会では二年半前から食害防止柵を設置し、この柵内で食害にあったウミシヨウブが速やかに回復することを確認し、早急な大規模な食害防止柵の設置を環境省等の行政に何度も働きかけましたが、対応は極めて鈍いものでした。昨年、環境省主催の会議で、自然環境保全地域内でウミシヨウブ藻場とウミガメのモニタリング調査を行い、また藻場保全に必要な広報活動を行い、5年を目途に事業を評価するという資料を受け取りました。必要に応じて随時見直すという付記もありました。環境省も小さな食害防止柵を設置して、柵の効果は認識しているはずですが、現時点で早急に大規模柵を崎山湾に(あるいは他の海域にも)設置する計画はあるのでしょうか。対策が早ければ早いほど回復に要する期間は短くてすみます。数千万円の費用で消失海域を除いた全海域で保全ができますが、藻場消失後の対応でしたら膨大な労力と予算が必要となり、回復しないかもしれません。藻場はもちろん漁業、観光業に重要な場ですが、児童・生徒の環境教育の場でもあります。

別の観点ですが、ウミガメの食害によってウミシヨウブ藻場に蓄えられていた膨大量

の固定炭素が既に放出されたことを認識する必要があります。健全なウミシヨウブの草丈は60-80cmですが、食害で5cm以下になります。茎は土壌中にありますが、食害が進むとこれが掘り起こされ、枯死します。熱帯林等の皆伐が問題視されますが、類似の問題が西表島で（石垣島でも）起こっています。海の森林の草原・砂漠化が進行しています。

2) 西表島ではイリオモテヤマネコの保全が最重要課題の一つです。しかしながら、施策は交通事故防止、一辺倒です。道路沿いの草刈りとドライバーへの注意喚起のキャンペーンは毎回、新聞等で報道されます。事故防止ばかりが強調されると、草刈りとドライバーへの注意喚起が大変に有効な保全の手段と勘違いをしてしまう人が出てくるでしょう。常に道路沿いに雑草が無い状態で維持されていれば、効果は期待できますが、年間を通して維持されていないのが現状です。交通事故の発生件数からの推測では、草刈りはしないよりは、した方が良い程度なのかもしれません。少なくとも児童・生徒にはツシマヤマネコでの施策を紹介しながら多様な保全方法の説明をすべきです。また、これまで結果が出てこなかった施策の踏襲ではなく、有効な保全策を論理的に検討すべきです。

イリオモテヤマネコの保全にはヤマネコにストレスのかからない生息域、狩り場の確保が必須です。環境省は放棄田に水を入れて狩り場にすることを検討しましたが、実行に移していません。私たちの会では山沿いの休耕田に池を造りました。ヤマネコが池を訪れたという確認は、まだされていませんが（調査はしていません）、これらの池の二、三では現在、西表島で最も水生昆虫の多様性が高いとされています。西表島を含めて南西諸島の水生昆虫は極めて危機的な状況にあるそうです。休耕田を池に造成する経費はわずかです。15m x 20mの池を一つ造るに多くて5万円です。将来的に活用しないであろう休耕田で数多くの狩り場を造成する計画はあるのでしょうか。

要望です。

1) 西表島の自然遺産登録に対して、否定的な考えを持つ住民が肯定的な住民を上回っています。一方、西表島の自然環境の保全には地域住民のサポートが必須で、このためには地域住民が自然環境をより理解し、誇りを持つことが重要です。この考えを押し進める手段として、地域住民が自然環境の保全に関わる活動で多少とも収入を得られる仕組みを県と町と協力して構築して頂けないでしょうか。自然環境の容易な調査等が島外の業者に発注されていますが、これによる沖縄島等からの旅費は税金の無駄遣いです。報告書を簡素化し、出来るだけ実際の作業（人件費）に経費が使われる様にできないでしょうか。

2) 外来植物の駆除は自然遺産登録に際しての課題でした。環境省の対策は、対策をしていますというポーズだけで問題視されている種の駆除はほとんど進んでいません。一方、行政と地域住民は躊躇なく外来植物を植えています。環境に悪影響を及ぼす無意

味な除草剤散布もしばしば見受けられます。在来種の草花が咲く海岸を外来種による公園、花壇にするといった事例も起きています。もし生物学、生態学の知識のある環境省職員が島内に配置されていれば、このような職員は自然環境の劣化に敏感ですから、問題を即座に把握して対応ができたでしょうし、予めの注意喚起もできたはずです。今後、少なくとも行政による外来植物の植栽を環境省の指導で避けて頂きたい。環境省が普遍的価値が維持されてきたと紹介する西表島の自然に対して、自らが自然環境の保全が担保されない状態での登録を進め、さらに、基本的な環境劣化防止の活動を怠ってきた罪は重いと考えます。劣化防止活動には森林の皆伐に相当する藻場消失の回避活動も含まれます。

ウミシヨウブ藻場の保全として大規模な食害防止柵の設置を「早急に」着手するのでしょうか、また山沿いの休耕田を池に造成してヤマネコと水生昆虫（水生生物）の生息環境の改善に着手するのでしょうか、ご回答ください。

ウミシヨウブ藻場の現状、休耕田からの池造成の詳細についてはホームページ（西表庵植物園）とクラウドファンディング（イリオモテヤマネコも狩りに立ち寄れる水生昆虫「保全池」プロジェクト）を参照ください。また、ウミシヨウブ藻場の現状についてはYouTube映像（海を走る花を守れ！ウミシヨウブの現状 第1-4章）で容易に認識できます。

〒907-1542 沖縄県八重山郡竹富町字西表 671 番地
西表在来植物の植栽で地域振興を進める会
高相 徳志郎

追伸：この質問状はメーリングリスト jeconet と wildlife、またホームページ、フェイスブック等で公開します。

令和4年5月20日

西表在来植物の植栽で地域振興を進める会

高相 徳志郎 様

環境省西表自然保護官事務所
国立公園保護管理企画官 福地 壮太

日頃より、西表島における自然環境の保全活動にご尽力いただきありがとうございます。

令和3年12月17日付けでいただきました環境大臣に対する質問等につきまして、以下の通り回答いたします。

1) ウミシヨウブの保全について

ご指摘いただいたとおり、西表島周辺海域ではアオウミガメの生息密度の増加とそれに伴うウミシヨウブをはじめとした海草藻場の衰退が進行しており、崎山湾・網取湾自然環境保全地域におけるウミシヨウブ群落も危機的な状況となっていると承知しております。

環境省としましても、喫緊の対応としては物理的にアオウミガメからウミシヨウブ群落を保護するための採食防止柵を設置することが有効であることを確認しており、限定的ではありますが令和元年度より当該防止柵設置を開始し、今年度もさらに規模を大きくして設置することを計画しているところです。

さらに、ウミシヨウブ群落の保全策を一層強化すべく、現在、全国で初めて自然環境保全法に基づく生態系維持回復事業計画の策定を目指しているところです。同計画に基づく着実な事業実施に向けて、関係機関との連携促進や必要な予算要求等進めて参りたいと考えております。

2) イリオモテヤマネコの保全について

イリオモテヤマネコにつきましては、種の保存法に基づく国内希少野生動物種に指定されており、環境省でも最も重点的に保全すべき対象種の一つとして、同法に基づく保護増殖事業を平成7年より継続しているところです。事業の実施にあたっては学識者からなる検討会を立ち上げ、検討会での議論も踏まえつつ優先的に対応すべき対策に重点を置いて実施します。現在、人為的な影響を受けやすいと考えられる沿岸低地部におけるイリオモテヤマネコの生息状況に大きな変化は見られないと評価されているものの、人為

的な要因に伴う死亡原因としては交通事故が最も多い状況であり、イリオモテヤマネコを取り巻く脅威の中では優先度が高いものと考えています。このことから、道路管理者による道路構造の改良、ドライバーへの注意喚起・普及啓発、道路の視認性を高めるための草刈り等、様々な主体と協力し交通事故対策に力を入れているのは確かです。

また、自然公園法をはじめとした保護区制度による生息環境の保護管理はもとより、今回ご要望いただいたような採餌環境の創出といった取組も大変重要だと思います。この点につきましては、一部の地域で環境省としても地域の方との協働により放棄田にため池を創出する取組を実施しているものの、その後の維持管理等も踏まえると継続的な実施には課題もあるのが現状です。

課題は多々ありますが、当地域の自然環境の保全とその自然資源の恩恵のもとでの持続可能な地域振興に環境省としても取り組む所存です。一方で、全ての課題に対し国が対応するのは難しく、地域の皆様をはじめとした様々な主体が関わるのが重要であると考えます。

ご不明な点等ございましたら、以下までご連絡いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

<連絡先>

沖縄奄美自然環境事務所 西表自然保護官事務所
(担当：福地)

〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見
(西表野生生物保護センター内)

TEL 0980-84-7130 FAX 0980-85-5582